

◎新潟県告示第597号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条（又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条）の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成30年5月22日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
特別養護老人ホーム 聖豊はすがた園	新潟県北蒲原郡聖籠 町大字蓮潟2249番地	社会福祉法人 豊聖福祉会	平成30年3月30日	平成30年4月30日